

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ せんせい 宣誓制度が始まります

川西市では、令和2(2020)年8月1日に「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである2人に対して、市が、宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

この制度を拡充し、令和8(2026)年4月1日からパートナーシップ宣誓者の子又は親をファミリーとして証明する、ファミリーシップ制度を導入し、「川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が始まります。



ファミリーシップ制度とは



パートナーシップの宣誓をした一方又は双方の子(養子を含む。)又は親(養親及びその配偶者を含む。)について、家族として尊重し日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した場合、市が公的に家族関係を証明する制度です。法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度の導入により、日常生活で「家族」であることを説明する手間を軽減し、行政サービスや民間サービスをスムーズに利用できるようになることが期待できます。多様な家族のあり方や市民一人ひとりの人権と個性、多様性が尊重され、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちの実現をめざします。



ファミリーシップを含めた 宣誓をすることができる人



- パートナーシップの宣誓をした一方又は双方の子又は親であること。
- 家族として尊重し日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係であること。
- 15歳以上の子又は親を含めてファミリーシップの宣誓する場合は、子または親からの同意があること。

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証(見本)

(表)2種類から選べます

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
宣誓されたことを証します。

様 様

宣誓日 年 月 日 川西市長 公印

兵庫県 川西市 パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓書受領証

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱
の規定に基づき、宣誓されたことを証します。

様 様

宣誓日 年 月 日 川西市長 公印

(裏)

この受領証の掲示を受けられた方へ

この受領証は、川西市として、人生のパートナー又は家族として、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き活躍されることを期待するものです。
この受領証の掲示を受けられた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

子又は親の氏名

この受領証の掲示を受けられた方へ
この受領証の掲示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、
本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いいたします。

